

第434回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和4年11月18日（金）
- 2 開催年月日 令和4年12月16日（金）午後1時30分から午後2時22分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室

4 出席者

委員（11名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、
亘理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、湊謙委員、藏徳平委員、
八木橋美紀委員

[欠席4名：皂健一郎委員、金澤秀男委員、菅野信弘委員、斎藤千加子委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、小川特命課長、
藤原主任主査、荒木主任主査、高梨主任、玉山技師、筒井沿岸広域振興局水産部
長、佐藤大船渡水産振興センター水産振興課長、志田宮古水産振興センター所長、
工藤県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

中村彩芳

5 委員会の議事

第1号議案 令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）

第2号議案 令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について（諮問）

第3号議案 岩手県資源管理方針の変更について（諮問）

第4号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

6 報告事項

- (1) 令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について
- (2) 漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について
- (3) 岩手海区漁業調整委員会諸規程の制定及び改正について

7 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会していただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

ただ今から、第434回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多忙中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦労様でございます。

さて、本日の御審議いただく議案は、知事からの諮問4件と報告事項3件を予定しております。円滑な議事の進行につきまして、お願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。御苦労様でございます。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いをいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤委員、菅野委員、斎藤委員の3名が欠席でございます。また、皂委員が遅れておりますが、11名が出席しておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、三田地委員と八木橋委員によりしくお願いをいたします。

大井会長

それでは、早速ではございますが議事に入らせていただきます。第1号議案でございます。「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座にて説明させていただきます。第1号議案「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」の要旨、岩手県知事から漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣からさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番最後

8ページでございます。8ページに抜粋して整理してございます。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、これまでも、漁獲可能量を定める諮問があった都度、関係条項を説明させていただいておりましたので、本日は改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和4年12月1日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。その後の本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求めることが記載されております。知事管理漁獲可能量の案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

小川特命課長

水産振興課の小川でございます。第1号議案について着座にて説明をさせていただきます。資料3ページ目を御覧願います。農林水産大臣から、令和5年1月から12月までの令和5管理年度における本県漁獲可能量を、さんまについて600トン、まあじについては現行水準、まいわし太平洋系群について1万5,400トンとする旨、通知がございました。

5ページ目を御覧願います。岩手県資源管理方針で、まあじを規定している別紙1-1でございます。第3を御覧願います。「全量を岩手県まあじ漁業に配分する。」とあります。

6ページ目を御覧願います。まいわし太平洋系群を規定する別紙1-2でございます。第3の1を御覧願います。「95パーセントを岩手県まいわし漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。」とあります。

7ページ目を御覧願います。さんまを規定する別紙1-3でございます。第3の1を御覧願います。さんまにつきましては、「95パーセントを岩手県さんま漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。」とございます。

戻って2ページ目を御覧願います。知事管理漁獲可能量の配分案でございます。岩手県資源管理方針に従いまして、さんまについては95パーセントに当たる570トン进行さんま漁業へ、残り30トンを県の留保とするものでございます。まあじにつきましては、国から配分された現行水準を全てまあじ漁業に配分するものでございます。まいわし太平洋系群につきましては、95パーセントに当たります1万4,630トンをまいわし漁業へ、残り770トンを県の留保とするものでございます。なお、今回お示ししました案文につきましては漁獲可能量の当初設定でございますけれども、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催されました第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。説明は以上でございます。

大井会長

はい、ありがとうございます。ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「ありません」の声)

大井会長

ございませんか。

(「はい」の声)

大井会長

御意見等がなければお諮りをいたします。第1号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

全員賛成ですので、異議ない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について(諮問)」。要旨、岩手県知事から令和4管理年度におけるくろまぐろ(大型魚)について、漁業法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更するに当たり、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料7ページに抜粋して整理してございます。第1号議案と同様に關係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、この漁獲可能量の変更につきましても、諮問があつた都度、關係条項を説明させていただいておりましたので、ここでも改めての確認は省略させていただきます。

それでは、資料1ページを御覧願います。令和4年12月1日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「令和4管理年度における岩手県の特水産資源（くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について（諮問）」。その後の本文では、くろまぐろの大型魚に係る知事管理漁獲可能量を変更したいので、委員会の意見を求めることが記載されております。

変更案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

小川特命課長

水産振興課の小川でございます。引き続き、第2号議案について着座にて説明をさせていただきます。3ページ目を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）の漁獲状況の表でございます。2列目の①が令和3管理年度、3列目の②が令和4管理年度、4列目が前管理年度比を示してございます。4列目の前管理年度比を御覧願います。各月100パーセントを下回っている月もございませぬけれども、それ以外につきましては118パーセントから326パーセントと令和3管理年度よりも漁獲が積み上がっている状況にございませぬ。

6ページ目を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）を規定している岩手県資源管理方針別紙1-4でございませぬ。第3の1の後段を御覧願います。「当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。」とありませぬ。

4ページ目を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）の変更案の新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正後を示してございませぬ。右側の現行であるくろまぐろ（大型魚）では、3.325トンと県の留保としてございませぬが、左側の改正後では、県の留保を知事管理漁獲可能量に繰り入れ、66.5トンとするものでございませぬ。

今回の変更の後、漁獲可能量の変更があった場合には、第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことにつきましても併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を変更することに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。説明は以上でございませぬ。

大井会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がありませぬが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございませぬたら、御発言をいただきたいと思ひませぬ。

大井会長

ございませぬか。

(「はい」の声)

大井会長

御意見等がなければお諮りをいたします。第2号議案について、異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

続きまして、第3号議案でございます。「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第3号議案「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」。要旨、岩手県知事から漁業法第14条第9項の規定に基づき、岩手県資源管理方針の変更を行うに当たり、同条第10項で準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します漁業法の規定について御説明しますので、資料23ページを御覧ください。下から5行目の第14条第9項を御覧ください。「都道府県知事は、前項の場合を除くほか」とあります。この前項の場合とは、農林水産大臣からの通知に基づいて方針を変更する場合を指しておりますが、このような場合のほか、「直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定されております。方針を変更する場合には、次の第10項に準用規定が設けられておまして、中ほど第4項「都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という規定が適用されますことから、これらの規定に基づいて、今般、県の資源管理方針を変更するに当たり、知事から諮問があったものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和4年12月6日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」。本文には、先ほど御説明しました方針を変更する漁業法の根拠規定と委員会への諮問規定が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、岩手県資源管理方針の変更の内容につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

水産振興課の太田でございます。それでは、第3号議案「岩手県資源管理方針の変更について」、御説明させていただきます。以降、着座にて御説明させていただきます。黄色の表紙の資料2ページをお開き願います。こちらは、岩手県資源管理方針（案：抜粋版）となっております。

この諮問の趣旨でございますが、水産資源の保護及び管理につきましては、特定水産資源における漁獲可能量管理を始めとする公的規制に加え、漁業者自身による自主的な資源管理により取組まれているところでございます。このうち、地域の重要水産資源の保護及び管理に係る自主的資源管理につきましては、これまで国及び各都道府県が資源管理指針に管理方策を定め、関係漁業者がこの指針に沿った具体的計画である資源管理計画を作成し履行する資源管理指針・計画体制により行われてきました。

令和2年12月1日に施行されました改正漁業法では、これらの自主的資源管理措置が、都道府県資源管理方針に基づき漁業者が締結する協定に基づく取組として位置づけられたことから、今後、現在の資源管理指針・計画体制から法に基づく資源管理協定へ、順次移行していく予定となっております。

協定締結に当たりましては、協定の対象となります水産資源に係る具体的な資源管理の方針が都道府県資源管理方針に定められている必要がございますが、現行の資源管理方針には特定水産資源以外の魚種に係る具体的な資源管理方針が定められておりません。従いまして、今回の諮問は資源管理協定への移行に先立ちまして、特定水産資源以外の魚種に係る具体的な資源管理方針を岩手県資源管理方針に新たに定めることにつきまして、漁業法第14条第10項で準用する同条第4項によりお諮りするものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきますので、資料12ページをお開き願います。今回変更する岩手県資源管理方針の新旧対照表でございます。表の右が現行、左側が改正後の方針となっております。改正後となります表の左、別紙2-1から21ページにあります別紙2-11までの11魚種が、今回追加する水産資源となっております。それぞれ第1に水産資源の名称、第2に資源管理の方向性となる具体的な指標、第3に漁獲可能量管理以外の資源管理措置、第4にその他の重要事項について定めてございます。

第2の資源管理の方向性の設定は、国や県が資源評価を行っている魚種でありますさけ、ひらめ、けがに、みずだこ、まこがれい、あいなめの6魚種では水産資源もしくは資源の動向を指標とし、資源評価を行っていない魚種であるえぞあわび、わかめ、こんぶ、うに類、つのがしおきあみの5種では資源管理指針に定める資源管理目標を指標としております。

第3の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に係る事項につきましては、

公的規制のある水産資源については公的規制を遵守することとともに、全ての水産資源につきまして協定締結の促進や自主的な協定の実施状況の検証、取組内容の改良の促進を行うこととしております。

第4のその他資源管理に関する重要事項につきましては、今回追加する水産資源については特記すべき重要事項がないため、該当なしとしております。なお、今回の変更では、字句の整理も併せて行っております。詳細につきましては、こちらの新旧対照表を御参照願います。

以上が説明となりますが、今回の変更に当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。それでは、御審議の程、よろしく願いいたします。

大井会長

ただ今、第3号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見等ございませんでしょうか。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等がなければお諮りをいたします。第3号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議のない旨、答申することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

続きまして、第4号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。第4号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」。要旨、岩手県知事から岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第3号、第4号及び第11号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに

当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法と県漁業調整規則の規定につきましては、資料の10ページから12ページにかけて抜粋して整理してございます。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しております。

今回の制限措置等を定めようとする漁業につきましては、10ページの県漁業調整規則、第4条第1項の第3号「小型まき網漁業」、それから第4号「かじき等流し網漁業」、それから第11号「いか釣り漁業」の3つの漁業種類になります。なお、制限措置として定める項目等につきましては、これまでも知事からの諮問の都度、関係条項を説明させていただいておりますので、ここでも改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和4年12月6日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。その後の本文につきましては、諮問の根拠法令、関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

2ページ以降に資料を添付しておりますが、制限措置の内容等の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

それでは、御説明させていただきます。初めに、資料8ページをお開き願います。1の趣旨を御覧願います。先般の改正後の漁業法では、知事許可漁業の事務手続きとして、予め制限措置等を公示して許可申請を募集する必要がございます。今回の諮問は、対象となります知事許可漁業の制限措置等を定めることとお諮りするものです。

次に、2制限措置を御覧願います。知事許可漁業の事務手続きは、従来は県が策定しました許可等の取扱方針を根拠としておりましたが、法改正により、新たに取扱方針の一部を制限措置として定めることとなりました。8ページ下段の表、取扱方針の項目欄を御覧願います。表中の網かけ部分の許可又は起業の認可をすべき船舶等や漁業者の数、漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期が制限措置に該当します。

9ページ、3今回対象漁業を御覧願います。今回対象となります漁業種類は、先ほど御説明ありました小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、いか釣り漁業となります。許可申請を募集するに当たりまして、特に重要な制限措置であります許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数、いわゆる許可枠でございますが、こちらについて御説明させていただきます。

9ページ(1)(ア)小型まき網漁業の許可枠についてでございます。当該漁業につきましては、令和4年10月31日に満了更新を行ったところでございますが、有効期間途中で新たに許可を取得したい旨の要望があったことから、合計1件の許可枠を公示するものでございます。次に、(イ)かじき等流し網漁業でございます。当該漁業については、

国際的な資源保護の観点から現在の許可隻数を増やさないように水産庁から技術的助言がありますことから、現在の許可数と同数の合計2件の許可枠を公示するものでございます。最後に、(ウ)いか釣り漁業でございます。こちらは、令和3年12月31日現在の許可数を基準とし、要望調査の結果と業界団体の意見を踏まえ合計48件の許可枠を公示するものでございます。

資料2ページに戻りまして、今回諮問する制限措置等の公示案を示しております。小型まき網漁業につきましては資料の2ページから3ページ、かじき等流し網漁業につきましては4ページから5ページ、いか釣り漁業については6ページから7ページに掲載しております。それぞれの公示案は、(1)表中に制限措置の内容、右端に許可枠の件数を示してございます。(2)に許可申請の受付期間、(3)に備考として、許可条件を示してございます。説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大井会長

ただ今、第4号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見等ございませんか。

(「ありません」、「異議なし」の声)

大井会長

御意見等がなければお諮りをいたします。第4号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第4号議案終了

大井会長

次に、「報告事項」に移ります。報告事項(1)「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群)の漁獲可能量の変更について」を、県から説明をお願いします。

小川特命課長

水産振興課の小川でございます。報告事項(1)について着座にて御説明をさせていただきます。

赤色の資料2ページ目を御覧願います。令和4年1月から12月までの令和4管理年度におけるまいわし太平洋系群につきまして、農林水産大臣から本県漁獲可能量を2万

500トンに変更した旨、通知がありました。このため、岩手県資源管理方針に従い、変更された漁獲可能性を知事管理区分に配分しましたので御報告いたします。

5ページ目を御覧願います。まいわし太平洋系群を規定している岩手県資源管理方針別紙1-2でございます。第3の1を御覧願います。「95パーセントを岩手県まいわし漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てる。」としています。また、第3の2において、「1の規定は、本県に配分された漁獲可能性が変更された場合について準用する。」とあります。

3ページ目を御覧願います。新旧対照表でございます。表の右が変更前の知事管理漁獲可能性、左が変更後でございます。左側の改正後を御覧願います。まいわし太平洋系群につきまして、変更された本県漁獲可能性の95パーセントに当たる1万9,475トンを岩手県まいわし漁業へ、残り1,025トンを県の留保枠に充てる変更を行いましたので御報告いたします。報告は以上でございます。

大井会長

ただ今、県から説明がございましたが、これについて、委員の皆様方から御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

ございませんか。

(「はい」、「なし」の声)

大井会長

御質問等がなければ、次に「報告事項(2)」に移ります。

報告事項(1)終了

大井会長

報告事項(2)でございます。「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について」、県から説明をお願いします。

太田漁業調整課長

それでは、報告事項(2)につきまして、御報告させていただきます。着座にて失礼いたします。今回のこの報告は、先般の漁業法改正によりまして新たに実施することとされたものでございます。改正後の漁業法第90条におきまして、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされております。また、漁業権者から報告を受けた知事は、海区漁業調整委員会に対し、その内容を1年に1回以上報告するものとされていることから、今回、令和3年度における漁場活用状況等を御報告するものでございます。報告の対象となりますのは、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の全ての漁業権漁業でございます。これらの漁業権者から行使状況報告書を提出していただき、その概要を取りまとめたものが水色の表紙の資料でございます。

資料1 ページをお開き願います。こちらの表の見方について御説明させていただきます。まず、表の右上に報告対象期間を記載しております。今回の対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。その下、点検結果凡例としまして、表の右側2列目の点検結果欄に記す凡例を示してございます。その漁業権が問題なく適切かつ有効に活用されていれば「○」、活用状況についての調査継続が必要なものは「▲」、来年度の漁業権一斉切替えにおいて、漁業権者が廃業等を予定している漁場は「×」ということで示させていただいております。

表の列、左側からこちらの表の御説明をさせていただきます。免許番号等として免許番号と漁業権者、漁業の名称は生産額が最も多いものを記載してございます。漁業時期についてはその漁業の始期と終期について、漁場の活用状況には操業状況として延べ日数または実際の操業期間、生産量として漁業権漁場内の生産量の合計値を記載しておりますが、干しまつもや殻付きかきなど重量が不明なものについては生産量には含めておりません。漁場の活用状況の右側にあります欄につきましては漁業権行使者数の記載欄となっております。共同漁業権では組合員行使権として経営体数または行使者数、漁業従事者を含めた漁業者の実数、区画漁業権では行使者数を記載するなどとなっております。続きまして、その右側、資源管理に関する取組の実施状況につきましては、漁業権者が取り組んでいる漁業関係法令等の遵守状況、採捕制限に係る実施状況、資源増殖及び漁場保全に関する取組の実施状況などを記載してございます。

それでは、漁業権漁業毎に一括して漁場活用状況を御報告させていただきます。第一種共同漁業につきましては、1 ページから6 ページにとりまとめてございます。資源管理に関する取組の実施状況につきましては、複数の取組を詳しく報告している漁業権漁場と代表的な取組をいくつか書いておられる漁業権漁場の違いはございますが、県としては全ての第一種共同漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断させていただいております。

第二種共同漁業のうちいかり止底刺し網漁業と磯建網につきましては、資料7 ページから11 ページにまとめてございます。一部の漁業権漁場では磯建網の操業実績がありませんが、全ての漁業権漁場で操業実績、資源管理に関する取組が確認できたことから、適切かつ有効に活用されていると判断しております。

同じく第二種共同漁業のうち小型定置漁業につきましては、資料12 ページから14 ページにとりまとめております。近年の厳しい資源状況を受けまして休業が3 漁場、来年度の漁業権免許切替えに際し廃場予定が3 漁場、現行の免許期間中に漁業権を放棄し消滅した漁場が9 つあります。

定置漁業につきましては、資料15 ページから20 ページにとりまとめております。小型定置漁業と同様に休業が3 漁場、来年度の漁業権免許切替えに際し継続を予定していない漁場が1 つございます。

区画漁業につきましては、21 ページ以降にとりまとめてございます。令和3年度に

生産実績がないことから、点検結果が調査継続となっている漁場が5つございますが、いずれの漁場につきましても、各漁業権者において、漁場の活用方を検討中とのことでありまして、今後の活用に期待しているところでございます。また、来年度の漁業権免許切替えに際し廃場予定が2漁場ございます。調査継続と判定した11の漁業権漁場につきましては、来年度の漁業権一斉切替えに向けて、今後の活用状況について、引き続き注視していくこととしております。御説明につきましては、以上でございます。

大井会長

ただ今、県から説明がございましたが、これについて委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

ございませんでしょうか。

(「ありません」、「はい」の声)

大井会長

御質問等がなければ、次に「報告事項(3)」に移ります。

報告事項(2)終了

大井会長

報告事項(3)でございます。「岩手海区漁業調整委員会諸規程の制定及び改正について」でございます。事務局から説明をお願いします。

日向技術主幹兼事務局次長

それでは、報告事項(3)について、着座にて御報告させていただきます。

最初に1ページと2ページを御覧願います。ここには、規定の制定2件と改正2件について、規程毎に趣旨、内容及び施行日等を記載してございます。

1ページの(1)岩手海区漁業調整委員会行政文書管理規程、(2)岩手海区漁業調整委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規程、(3)岩手海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の3つの規定については、公文書の管理に関する基本的事項を定めまして、行政文書の適正な管理を図ることを目的に県で制定されました公文書の管理に関する条例の規定に基づいて、別途、知事の事務部局が定めた規程と同様の内容を海区委員会でも規定したものでございます。

これらの規定の施行日は、いずれも公文書の管理に関する条例並びに別途、知事の事務部局が定めました規程の施行日と同日の令和4年10月1日としてございます。規程毎の詳細な内容につきましては、後ほど御覧願います。

続きまして、2ページを御覧願います。(4)岩手海区漁業調整委員会会議規程でございます。この規程の改正につきましては、今年8月開催の委員会において、了承を得たものでございます。施行日は、当該規程の公布日と同日の令和4年11月15日でございます。

最後に、3ページ以降には今回御報告しております4つの規程の本文等を掲載しておりますので、後ほど御覧願います。以上です。

大井会長

ただ今、事務局から説明がございましたが、これについて委員の皆様方から御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「ありません」の声)

大井会長

よろしいですか。

(「はい」の声)

大井会長

それでは、他に御質問等がなければ、次に「その他」に移ります。

報告事項(3)終了

大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報などがございませんでしょうか。

大井会長

ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

県からは、情報提供はございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局から何かございませんか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡をいたします。次回の委員会につきましては、緊急の案件がないかぎり、来年、令和5年2月8日水曜日の開催を予定しております。

また、その日の委員会終了後には、来年度の漁業権の一斉切替えに係る内水面の漁業権の下流端の取扱い等について、内水面漁場管理委員会との合同協議会の開催も予定しております。内容等が決まり次第、開催文書を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、これで本日の日程は、全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様方、大変御苦勞様でございました。ありがとうございます。

終了 (午後2時22分)
